

久留米税務署からのお知らせ

【医療費控除の改正】

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書が提出不要となりました。

※国税庁ホームページから印刷できます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

申告書には、マイナンバーの記載が必要です！

税務署に申告書等を提出する際は、**（マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または写しの添付）**が必ずです。

申告書の提出・納税の期限

◇所得税・贈与税

3月15日（木）まで

◇個人事業者の消費税

4月2日（月）まで

申告相談会場を利用される方へ

■ 申告会場

久留米税務署

■ 設置期間

2月16日（金）～3月15日（木）

■ 受付時間

9時から16時まで

※土・日曜日は休みとなります。

※税務署駐車場が大変混雑します。事故防止等のため、満車時の国道上での上場待ちにご遠慮ください。ご協力をお願いします。

● 問合せ

・ 久留米税務署

TEL 0942-32324461

（自動音声案内）

・ 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

介護保険要介護認定者及び扶養者のみなさまへ 障害者控除対象者認定書を交付します

障害者手帳等をお持ちでない介護保険要介護認定者で、要介護1～5に認定されている人のうち、一定の要件にあてはまる人は、申請に基づき「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

この認定書を、所得税や住民税（市県民税）の申告をする際に提示することによって、要介護認定者本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除または特別障害者控除）を受けることができます。

※障害者控除対象者の認定は、所得税または市県民税の控除対象者としてのみ適用を受けるものであり、その他の制度やサービス等における対象となるものではありません。

■ 申請方法

- ◇申請できる人 本人または親族
- ◇申請窓口 うきは市役所西別館 保健課・介護高齢者支援係
うきは市民センター2階 浮羽市民課
- ◇必要なもの 申請者の印鑑

● 問合せ 保健課介護・高齢者支援係 TEL 75-4960

